冊子あり（監査報告書）

令和 3年 9月 10日

市政記者クラブ　様

監査事務局工事監査室
担当：兒玉（こだま）
℡９７２－３３２９

監査の結果について

監査委員から、別添の令和３年名古屋市監査報告書（第３号）を令和 3年 9月9日に議会及び市長へ提出しました。

監査報告書の概要は下記のとおりです。なお、監査報告書の内容は、名古屋市公式ウェブサイトの「監査」の項でもご覧いただけます(http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/56-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html)。

対　象	指　摘　等	報告書ページ
緑政土木局（工事）	**鋼管支柱の地際部の腐食について** 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）では、腐食による劣化などを防ぐため、構造上重要な金属支柱は、腐食しやすい部分に防食保護材や防食塗料などの対策を行うと定めている。 公園内にあるバスケットコートを整備する工事を確認したところ、バスケットゴールの支柱が鋼管であったにもかかわらず腐食しやすい地面との接触部に防食テープなどを施していなかった。 当該バスケットゴールの地際部については、防食対策を施すよう是正されたい。また、鋼管支柱を設置する場合は、防食対策を考慮した設計とされたい。	P2 指摘(1)
スポーツ市民局（工事）	**保安規程の改定について** 電気事業法では、自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、本市の副市長以下代決規程では、保安規程の制定改廃に関することについては、監（監が置かれていない場合は局長）に代決権限があると定めている。 保安規程が令和 3年 5月に改定されていたためその手続きについて確認したところ、改定に係る決裁をとっていなかった。また、保安規程の「保安に関する組織図」を確認したところ、令和 2年度に組織改正が行われたにもかかわらず更新されていなかった。 電気工作物の保安規程の制定改廃に際しては代決規程に基づき適正に決裁をとられたい。また、保安規程については必要な変更を行い監督官庁に届け出されたい。	P6 指摘

※詳細は監査報告書をご覧ください。